



株式会社 **クレディセゾン** 個人向け社債

第58回無担保社債(社債間限定同順位特約付)

発行登録追補目論見書

平成28年4月

発行登録追補目論見書

平成28年4月

株式会社 **クレディセゾン**

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

Payment [カードビジネス]

セゾン・アメリカン・エクスプレス®・カード、
プリペイドカード、永久不減ポイント、
スマートフォン決済、Coin、生体認証決済

Solution [ソリューションビジネス]

法人系カード、ビジネス決済の拡大、Concur、
Sansan、freee、加盟店ファンディング

Finance [ファイナンスビジネス]

リース・レンタル、信用保証、フラット35、
ホームアシストローン、資産形成ローン、
不動産担保ローン、ノンリコースローン

Internet [ネットビジネス]

永久不減.com、CLO、広告・マーケティング支援、
インキュベーション事業

Investment [資産運用ビジネス]

FP相談サイト[Sodan]、セゾン投信、マネックス・
セゾン・バンガード投資顧問、資産形成ローン

Global [Asiaビジネス]

アジア広域エリアでの多様な金融サービスの提供、
インバウンド消費・医療ツーリズムの取込支援、
地銀向け海外投資ビジネスファンドの創設

Neo Finance Company in Asia

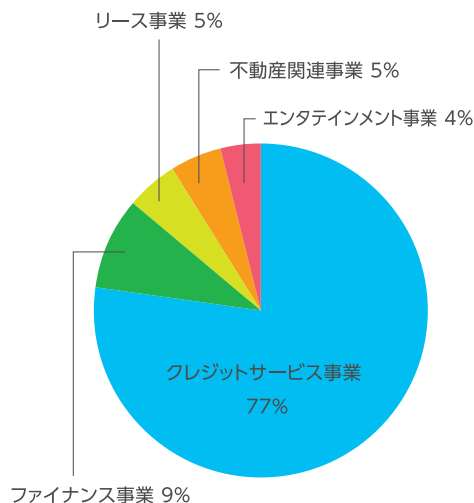
アジアにおいて他に類のない
新たなファイナンスカンパニーを目指して
～ビジネスモデル・チェンジを成し遂げる～

国内では、多様な事業領域を組み合わせた法人営業強化による提携先企業の売り上げ拡大への貢献と、
イノベーションによる顧客価値の創造を通じて、マーケットにおける競争優位を確保いたします。

アジア圏内では、これまで国内で培ったカードビジネスなどのノウハウを活かし、
現地企業とのコラボレーションによる、リテール金融ビジネスへの本格参入を推進していくことで、
持続的成長を実現する戦略的先行投資に取り組んでまいります。

Business Outline 事業概要(2015年3月末時点)

営業収益構成比



※上記、営業収益構成比は2015年3月期における連結業績に基づき算出しております。

クレジットサービス事業

クレジットカード基盤

- グループ約3,500万会員
- 有効期限のないポイントプログラム「永久不滅ポイント」
- 高稼働・高単価のハイ・ステータス会員「Saison American Express® Card」
- 高い現場力「国内10支社・94カ所のセゾンカウンター」

決済サービス

- Visaプリペイドカード（国内汎用型）「ココカラクラブカード」
- 海外で便利なプリペイドカード「NEO MONEY」
- スマートフォンでカード決済「Coiney」
- クラウド型経費精算システム「Concur」

ネットビジネス

- ネット会員数約1,100万人
- ネットショッピングでのポイントが最大30倍貯まるサービス「永久不滅.com」
- チラシ閲覧アプリ「永久不滅ポイント×Shufoo!」
- 50万ダウンロードを突破したスマートフォンアプリ「セゾンPortal」「UC Portal」

主な関係会社：(株)キュービタス、JPNホールディングス(株)

永久不滅
ポイント



Coiney

CONCUR

永久不滅.com

ファイナンス事業

- 信金・信組など地域密着型金融機関を中心に382先と提携
- 個人向け証書貸付型フリーローンの保証業務に注力
- セゾンの住宅ローンパッケージ
 - ・長期固定金利住宅ローン「フラット35」
住宅購入価格の10割融資を継続、土日祝も対応
 - ・投資用マンション購入「セゾンの資産形成ローン」
お客様の投資用マンション購入をサポート

主な関係会社：(株)セゾンファンデックス



リース事業

- 債権残高2,781億円、契約数43万件
- 審査ノウハウとスピードを武器に、全国約2,000の販売会社と提携
- 事業者様の設備投資計画に合わせて提供
 - ・「ファイナンスリース」
 - ・「事業用割賦」
 - ・「レンタル(オペレーティングリース)」
OA通信機器、オフィス機器、厨房機器、空調機器、LED照明、TAXI向けIP無線機、電子決済端末など



不動産関連事業

- 不動産事業および不動産賃貸事業などを取り扱い
- 主な事業展開
 - ・短期回転型の不動産流動化事業
 - ・スペシャルサービス事業
 - ・不動産賃貸事業

主な関係会社：(株)アトリウム、(株)アトリウムリアルティ

エンタテインメント事業

- アミューズメント事業などを取り扱い
- 事業方針
 - ・地域に支持される健全で安心・快適な店づくり
 - ・業務の効率化/経費効率の向上による売上/収益の拡大

主な関係会社：(株)コンチェルト

CSR 社会貢献活動

クレディセゾンは引き続き サッカー日本代表を応援していきます



クレディセゾンは
サッカー日本代表の
サポーターカンパニーです。

当社は、世界を舞台に飛躍するサッカー日本代表のサポーターカンパニーとして、2001年からその活動を支援しております。日本航空(株)(JAL)との共同プロモーションや永久不滅ポイントの会員様限定アイテムの交換などを通じて、「SAMURAI BLUE(日本代表)」や「なでしこジャパン(日本女子代表)」をはじめとした各カテゴリーの日本代表チームをバックアップしております。また「ナショナルフラッグベアラー」「ウェルカムキッズ」といったキッズプログラムを実施し、未来のサッカー日本代表を目指す子供たちの夢を叶えるお手伝いをしております。



©JFA/2018FIFAワールドカップロシアアジア2次予選兼AFCアジアカップUAE2019予選対カンボジア代表戦先発メンバー(2015.9.3)

社会、文化活動をサポート

社会活動では、山中伸弥教授が所長を務める「iPS細胞研究所」に永久不滅ポイントやカード利用で寄付を募り、支援しています。また、群馬県赤城山の西麓に広がる日本の四季の美しさに触れることができる森「赤城自然園」を運営しています。文化活動では、世界を熱狂させた「3大テノール」の中で、唯一現役で活躍するホセ・カレーラス氏の音楽活動を支援しています。



赤城自然園「春の開園」2016年4月8日(金)スタート

Vision ビジョン

海外ビジネスへの展開を加速

東南アジアのECにおける決済領域において、バーチャルブランドプリペイドカード事業を展開するMatchmove Pay Pte Ltd. や、ベトナム有数のファイナンス会社を持つHD Bankと資本業務提携を行うなど、現地企業とのコラボレーションにより成長著しいアジア圏内における事業展開を加速しております。今後も、日本国内のカード事業で培ってきたノウハウを活かし、各国の様々な現地企業とパートナーシップを組み、海外戦略を推進してまいります。



「女性活躍度No.1」に向けて

女性活躍支援を継続している当社は、総合的に上場企業を評価する総合企業ランキング「NICES」2014年版調査において、女性管理職の登用、育児・介護休暇などの活用状況、ワークライフバランスの3項目を偏差値にして合計する「女性活用ランキング」で3位に入りました。今後も女性活躍度No.1企業を目指し、キャリア形成支援、能力開発・自己啓発支援、ワークライフマネジメントの実行などに注力してまいります。



Financial Data 経営成績 ●2014年3月期および2015年3月期 経営成績

連結	2014/3	前期比	2015/3	前期比
営業収益	2,475億円	101.3%	2,590億円	104.6%
経常利益	444億円	83.5%	436億円	98.4%
当期純利益	255億円	78.0%	126億円	49.4%
単体	2014/3	前期比	2015/3	前期比
営業収益	2,058億円	100.9%	2,193億円	106.5%
経常利益	348億円	84.0%	384億円	110.3%
当期純利益	186億円	77.2%	113億円	60.7%

※本誌記載の情報は2015年3月末現在のものです。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26－関東159－ 6
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成28年 4 月 8 日
 【会社名】 株式会社クレディセゾン
 【英訳名】 Credit Saison Co., Ltd.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林野 宏
 【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
 【電話番号】 03－3988－2113
 【事務連絡者氏名】 財務部長 木村 由幸
 【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
 【電話番号】 03－3988－2113
 【事務連絡者氏名】 財務部長 木村 由幸
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 20,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成26年 9 月26日
効力発生日	平成26年10月 6 日
有効期限	平成28年10月 5 日
発行登録番号	26－関東159
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
26－関東159－ 1	平成26年10月16日	15,000百万円	—	—
26－関東159－ 2	平成27年 7 月15日	30,000百万円	—	—
26－関東159－ 3	平成27年 7 月15日	10,000百万円	—	—
26－関東159－ 4	平成27年 9 月 3 日	20,000百万円	—	—
26－関東159－ 5	平成28年 1 月15日	15,000百万円	—	—
実績合計額（円）		90,000百万円 (90,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 210,000百万円
 (210,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付けに関する情報】	7
第三部 【参照情報】	7
第1 【参照書類】	7
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	9
・ 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
・ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社クレディセゾン第58回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.300％
利払日	毎年4月28日及び10月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年10月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各28日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成33年4月28日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成33年4月28日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年4月11日から平成28年4月22日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年4月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債には担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）をしない。ただし、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する場合にはこの限りではない。 2. 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

財務上の特約（その他の条項）	1. 担保付社債への切換 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 2. 担保権設定の手続 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
----------------	--

（注） 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA+（シングルAプラス）の信用格付を平成28年4月8日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の定めに従い社債券を発行することができない。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 特定資産の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本社債以外の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結する。

(2) 本（注）4(1)の場合、当社は社債管理者との間に次の①から⑥についても特約する。

- ① 留保資産のうえに本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを、当社が保証する旨。
- ② 当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
- ③ 当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは直ちに書面により社債管理者に通知する旨。
- ④ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは直ちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- ⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾により、留保資産の一部または全部につき社債管理者が認める他の資産と交換し、または留保資産から除外することができる旨。
- ⑥ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

(3) 本（注）4(1)の場合、社債管理者は社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

5. 担保提供制限にかかる特約の解除

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄もしくは「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合、または本（注）4により特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときは、以後別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び本（注）8(1)は適用しない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。ただし、当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本（注）6(2)は適用しない。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項、本（注）7、本（注）8、本（注）9(2)及び本（注）12の規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1ヶ月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産に対し、差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

7. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は平常社債管理者にその事業の状況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の処分（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者に通知する。ただし、当該通知については、当社が本（注）7(2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書並びにその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

8. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、決定後遅滞なく書面により社債管理者に通知する。
 - ① 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 当社の事業の全部または重要な部分を変更、休止、廃止もしくは移転しようとするとき。
 - ③ 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
 - ④ 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。
- (3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約証書の定めに従い、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると認めたときには、いつでも当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、またはこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）9(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
11. 社債管理者の辞任
社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
12. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
13. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）12に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債管理者に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
14. 発行代理人及び支払代理人
別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。
15. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	15,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,300	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	500	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	200	
計	—	20,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	120	19,880

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,880百万円は、全額を購入斡旋実行資金として本社債の払込期日に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日） 平成27年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日） 平成28年2月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成28年4月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成28年4月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月9日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、その全体を一括記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成28年4月8日）までの間において生じた変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況

当社グループの主要事業であるクレジットサービス事業、リース事業、ファイナンス事業、不動産関連事業及びエンタテインメント事業の業績及び財政状態は、国内の経済状況の影響を受けます。すなわち、景気後退に伴う雇用環境、家計可処分所得、個人消費等の悪化が、当社グループが提供しているクレジットカードやローン、信用保証及び不動産担保融資等の取扱状況や返済状況、ひいては営業収益や貸倒関連費用等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、中小規模の企業を主要顧客とするリース事業についても、景気後退に伴う設備投資低迷や企業業績悪化によって、営業収益や貸倒関連費用をはじめとした業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 調達金利の変動

社債の発行や金融機関からの借入等に加え、金利スワップ等の活用により資金の安定化、固定化を図るなど、金利上昇への対応を進めておりますが、想定以上の金融情勢の変動や当社グループの格付けの引き下げによって調達金利が上昇し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。すなわち、貸付金利等の変更は、顧客との規約の変更、同業他社の適用金利等、総合的判断が必要とされるため、調達金利の上昇分を適用金利に転嫁できない事態が生じた結果、利鞘の縮小を招く可能性があります。

(3) 競争環境

日本の金融制度は規制が緩和されてきており、これに伴ってリテール金融業界再編の動きが活発化しております。クレジットカード業界においても再編や異業種からの新規参入が増加するなど、ますます競争が激化しております。このような市場変化に伴い、加盟店手数料率の低下をはじめとした、取引先との取引条件の変更等が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 主要提携先の業績悪化

クレジットサービス事業において、提携カード発行契約あるいは加盟店契約等を通じて多数の企業や団体と提携しておりますが、こうした提携先の業績悪化が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社の有力なカード会員獲得チャネルである、提携小売企業の集客力や売上への落ち込みが会員獲得の不調や取扱高の低迷につながり、ひいては営業収益にマイナスの影響を与える可能性があります。

また、当社グループはこうした提携先の一部と出資関係を結んでいるため、提携先の業績悪化が、保有する有価証券の評価損をもたらす可能性があります。

(5) システムオペレーションにおけるトラブル

クレジットサービス事業をはじめとして、当社グループの主要な事業は、コンピュータシステムや通信ネットワークを使用し、大量かつ多岐にわたるオペレーションを実施しております。従って、当社グループ若しくは外部接続先のハードウェアやソフトウェアの欠陥等によるシステムエラー、アクセス数の増加等の一時的な過負荷による当社グループ若しくは外部接続先のシステムの作動不能、自然災害や事故等による通信ネットワークの切断、不正若しくは不適切なオペレーションの実施といった事態が生じた場合、当社グループの営業に重大な支障を来し、ひいては当社グループに対する信頼性の著しい低下等により、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の漏洩等

当社グループは、カード会員情報等の個人情報を大量に有しており、適正管理に向けた全社的な取り組みを実施しておりますが、万が一、個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合、個人情報保護法に基づく業務規程違反として勧告、命令、罰則処分を受ける可能性があります。これにより、当社グループに対する信頼性が著しく低下することで、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 規制の変更

当社グループは、現時点の規制に従って、また、規制上のリスクを伴って業務を遂行しております。当社グループの事業は、「割賦販売法」、「貸金業法」、その他の法令の適用を受けておりますが、これらの法令の将来にお

ける改定若しくは解釈の変更や厳格化、又は新たな法的規制によって発生する事態により、当社グループの業務遂行や業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、「利息制限法」に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合があります。当社グループは将来における当該返還請求に備え、利息返還損失引当金を計上しておりますが、今後の法的規制の動向等によって当該返還請求が予想外に拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

但し、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは非常に困難であり、当社グループがコントロールするものではありません。

(8) たな卸資産及び固定資産の減損又は評価損

当社グループが保有する土地・建物の時価が著しく下落した場合、又は固定資産を使用している事業の営業損益に悪化が見られ、短期的にその状況の回復が見込まれない場合、当該固定資産の減損が発生し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資有価証券・関係会社株式・出資金について、時価が著しく下落又は投資先の業績が著しく悪化した場合には評価損が発生する可能性があります。

(9) 自然災害等

地震等の大規模な自然災害により、当社グループの保有する店舗や施設等への物理的な損害、従業員への人的被害があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社クレディセゾン本店
(東京都豊島区東池袋三丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社クレディセゾン		
代表者の役職氏名	代表取締役社長	林野	宏

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億以上であります。

384,303百万円

(参考)

(平成24年8月29日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,896円 ×	185,444,772株 =	351,603百万円

(平成25年8月29日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,254円 ×	185,444,772株 =	417,992百万円

(平成26年8月29日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
2,067円 ×	185,444,772株 =	383,314百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社は、クレジットサービス、リース、ファイナンス、不動産関連、エンタテインメント等を主な事業の内容として、各社が各々の顧客と直結した事業活動を展開しております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
営業収益 (百万円)	285,712	244,009	244,405	247,577	259,076
経常利益 (百万円)	33,762	38,590	53,214	44,408	43,687
当期純利益 (百万円)	12,829	9,453	32,770	25,552	12,628
包括利益 (百万円)	13,004	13,367	43,567	33,623	29,766
純資産額 (百万円)	347,915	355,727	394,868	422,829	447,082
総資産額 (百万円)	2,231,246	2,155,906	2,141,802	2,285,943	2,373,299
1株当たり純資産額 (円)	1,879.98	1,920.65	2,131.58	2,283.29	2,424.05
1株当たり当期純利益 (円)	69.86	51.48	178.45	139.14	68.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	69.41	50.86	177.75	138.90	—
自己資本比率 (%)	15.47	16.36	18.28	18.34	18.76
自己資本利益率 (%)	3.75	2.71	8.81	6.30	2.92
株価収益率 (倍)	19.15	32.54	13.14	14.75	31.38
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	152,062	25,611	75,772	△80,533	△85,717
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△35,269	123,137	△11,381	△7,675	△3,676
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△117,419	△161,236	△66,960	83,363	88,434
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	72,526	60,000	57,456	52,678	51,781
従業員数 (名)	3,970 (5,340)	3,598 (5,252)	3,689 (5,323)	3,689 (5,210)	3,726 (5,171)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合には記載しておりません。

4 第65期より売上計上基準を変更し、第64期の関連する主要な経営指標について遡及処理後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
取扱高 (百万円)	5, 912, 587	6, 026, 599	6, 250, 675	6, 737, 558	7, 153, 795
営業収益 (百万円)	239, 657	210, 207	204, 121	205, 873	219, 336
経常利益 (百万円)	28, 706	41, 001	41, 529	34, 872	38, 449
当期純利益 (百万円)	7, 596	5, 613	24, 147	18, 637	11, 315
資本金 (百万円)	75, 929	75, 929	75, 929	75, 929	75, 929
発行済株式総数 (株)	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772
純資産額 (百万円)	320, 303	322, 502	349, 202	367, 808	388, 470
総資産額 (百万円)	2, 097, 773	2, 059, 435	2, 051, 908	2, 200, 459	2, 287, 986
1 株当たり純資産額 (円)	1, 743. 50	1, 755. 48	1, 900. 83	2, 002. 13	2, 114. 61
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配当額) (円)	30. 00 (－)	30. 00 (－)	30. 00 (－)	30. 00 (－)	30. 00 (－)
1 株当たり当期純利益 (円)	41. 34	30. 56	131. 44	101. 45	61. 60
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15. 27	15. 66	17. 02	16. 72	16. 98
自己資本利益率 (%)	2. 37	1. 75	7. 19	5. 20	2. 99
株価収益率 (倍)	32. 36	54. 81	17. 83	20. 24	35. 03
配当性向 (%)	72. 57	98. 17	22. 82	29. 57	48. 70
従業員数 (名)	2, 265 (1, 438)	1, 865 (1, 353)	1, 938 (1, 393)	2, 007 (1, 457)	2, 078 (1, 475)

- (注) 1 取扱高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。